20220113【感染症情報】フィリピンにおける新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の対応について(その92:一部地域・都市の警戒レベルの引き上げ)(2022年1月12日発表)

## 【ポイント】

- ●1月12日、フィリピン政府は、一部地域・都市の警戒レベルを1月14日から1月31日まで「レベル3」に引き上げることを発表しました。
- ●ビサヤ地域では、バコロド市、アクラン州、カピズ州、アンティーケ州、セブ市、マンダウエ市及びタクロバン市が「レベル3」に引き上げられました。

## 【本文】

- 1 1月12日、フィリピン政府は新たに IATF 決議 156号-C を発出し、1月14日から1月31日まで、以下のビサヤ地域・都市の警戒レベルを「レベル3」に引き上げることを発表しました。
  - ・地域6(西ビサヤ地域):バコロド市、アクラン州、カピズ州、アンティーケ州
  - ・地域7(中部ビサヤ地域):セブ市、マンダウエ市
  - ・地域8 (東ビサヤ地域): タクロバン市
- (注) ラプラプ市及びイロイロ市については、9日付で警戒レベル3に引き上げられています。
- 2 今回警戒レベル3に引き上げとなるビサヤ地域以外の地域・都市及び決議の詳細に関しては、以下の発表にてご確認ください。
- ●新興感染症に関する省庁間タスクフォース(IATF)(決議第 156-C 号:一部地域・都市の 警戒レベルの再変更)

https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2022/01jan/20220112-IATF-RESO-156C-RRD.pdf

4 在留邦人及び短期渡航者の皆様におかれては、感染予防に万全を期すとともに、コミュニティ隔離措置、感染状況、医療事情、航空便、入国に係る規制(検査・検疫措置を含む。)等に関する最新情報に引き続き注意してください。

【以下、新型コロナウイルス関連情報】

●在フィリピン日本国大使館ホームページ(フィリピン国政府の発表・関連情報等(フィリピンへの入国を予定の方へ)

https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr\_ja/11\_000001\_00309.html

. . . . . . . . . . . . . . . .

※この情報は、在留届、及び「たびレジ(本登録)」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。本メールを受信していない場合は、在留届にメールアドレスの登録をなさるか、「たびレジ(本登録)」登録をお願いします。

在留届・たびレジ登録:https://www.ezairyu.mofa.go.jp/ORRnet/

(問い合わせ窓口)

○在セブ日本国総領事館

住所: 8th Floor, 2Quad Building, Cardinal Rosales Avenue, Cebu Business Park, Cebu City, Philippines

電話:(市外局番 032) 231-7321 FAX:(市外局番 032) 231-6843

ホームページ: https://www.cebu.ph.emb-japan.go.jp/itprtop\_ja/index.html